

令和2年11月6日

入所者様ご家族各位

介護老人保健施設いずみ 施設長

予約制面会の実施について

日頃より、新型コロナ感染拡大防止等、施設運営にご協力いただきありがとうございます。

10月15日付け厚生労働省通知により「高齢者施設に於ける感染拡大防止のための留意点について」一部改訂の指示が出されました。

《面会についての厚生労働省からの指示内容》

感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から地域の発生状況等も踏まえ、緊急やむを得ない場合を除き制限する。具体的には、**地域における発生状況や都道府県等が示す対策の方針等も踏まえ、管理者が制限の程度を判断すること。**

《介護老人保健施設いずみにおける取組》

当施設においては、上記指示を受け、**令和2年11月25日より1階談話室に面会コーナーを設け、予約制の面会を開始いたします。**十分な感染症対策をとることが必須であり、以下の如く「面会を実施する場合の手順と留意事項」を取り決めさせていただきますので引き続きご協力いただきますようお願いいたします。また、リモート面会は今まで通り実施いたしますのでお気軽にお声掛けください。

尚、地域の新型コロナやインフルエンザの発生状況等により、施設長の判断で予約制面会を突然中止する場合がありますのであらかじめご了承ください。

面会開始日 令和2年11月25日（水）より

予約開始日 令和2年11月12日（月）より

【予約制面会の実施手順と留意事項】

1. 実施要項

- 1) 面会ができる入所者は、原則車椅子またはリクライニング車椅子にて安全に過ごせる方。
- 2) 面会は老健いずみ1階の指定場所とする。
- 3) 面会予約枠は、午前3枠、午後3枠の計1日4枠とする。月曜～金曜（祝日を除く）
①10:00～ ②10:30～ ③13:30～ ④14:30～
*入浴・おやつ・リハビリ等の老健いずみのサービスを優先させていただく場合がある。
*予約枠は、今後変更する場合がある。
- 4) 予約申し込みは、ご家族が老健いずみへ来所の上、予約枠の空き状況を確認して申し込む。
*電話での申し込みは不可とする。
*入所者1名につき2週間に1回までとする。
- 5) 予約当日、当該入所者に発熱等の体調不良があった場合は、面会をお断りする場合がある。

- 6) 面会は、キープソンが許可している人に限り、1回2名までとする。
- 7) 面会時間は、入所者が1階へ降りてから10分以内とする。
- 8) 予約時間厳守とし、10分以上遅れる場合はキャンセルとさせていただきます。

2. 留意事項

1) 面会者は原則として以下の条件を満たすこと（問診表にて以下の内容を確認します）

- ・来所時の体温測定で37.0度未満であること。
- ・咳、鼻汁、咽頭痛、下痢、倦怠感、味覚・嗅覚障害等の感染症が疑われる症状や、その他体調不良が無い。
- ・感染者（保健所から経過観察と外出制限の指示を受けた人を含む）との濃厚接触者でないこと
- ・同居家族や身近な方に発熱や咳・咽頭痛などの症状がないこと
- ・過去2週間以内に感染者、感染の疑いがある者との接触がないこと
- ・過去2週間以内に発熱等の症状がないこと
- ・感染拡大地域への頻回の行き来をしていない。
- ・密な接待を有する場所や、感染対策を実施していない場所への出入りをしていない。
- ・過去2週間以内に入管法に基づく、「入国制限対象地域」への渡航歴がない。

2) 面会中に守っていただくこと

- ・面会時間を通じてマスクを適切に着用する事。
- ・面会前後には適切に手指消毒を行うこと
- ・面会者は、決められた範囲に着座し、入所者の眼、鼻、口に触れないよう配慮すること。
- ・面会場所での飲食は控えてください。大声での会話は控えること。
- ・面会者は、施設内のトイレを極力使用しないようご協力ください。
*やむを得ず使用された場合はドアノブなど消毒させていただきます。

以上